

## 『省エネ設備更新をして生産性を向上させたい』

### 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

中小企業等が一定の基準を満たす高効率な省エネ設備への更新を行う際、その更新に当たり必要となる設備の購入費用について補助を受けることができます。

#### 対象となる方

高効率な省エネ設備への更新を行う、中小企業者などの事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

#### 支援内容

##### ■補助対象設備

高効率照明、高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵庫、FEMS

##### ■補助対象経費

購入する補助対象設備の設備費用(※工事費・据付費や輸送費は対象外)

##### ■補助率

1/3以内

##### ■補助金額の上限

1事業者あたり 1億円

##### ■補助金額の下限

1事業所あたり 30万円(※中小企業者・個人事業主でない場合は50万円)

##### ■公募回数

2回

##### ■募集期間

1次公募：平成28年3月22日(火)～平成28年4月22日(金)

※2次公募は、1次公募採択発表後に実施します。

#### ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ <補助金の申請に関するお問い合わせ窓口>

TEL:0570-783-755(ナビダイヤル) IP電話からのご連絡 TEL:042-303-1533

(受付時間：9:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く))

<https://sii.or.jp/kakumeitoushi27r/shinsei/note.html>

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 電話：03-3501-9726(直通)